

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第1回 瑞穂市都市計画審議会
開催日時	平成29年5月30日(火曜日) 午後1時00分から午後3時00分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 大会議室
議題	議案 (1)瑞穂市都市計画マスタープランの改定(素案)について《意見聴取》
出席委員 欠席委員	出席委員 倉内文孝(会長)、常川良史、広瀬武雄、 若園正博、杉原克巳、松野貴志、豊田隆夫、 倉田智之、竹林成熙、市橋直子、廣瀬修 欠席委員 近藤真章、松野守男
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ <del>非 公 開</del>
傍聴人数	2人
審議の概要	(1)瑞穂市都市計画マスタープランの改定(素案)について《意見聴取》 ◆内容 瑞穂市第2次総合計画などの上位関連計画の策定、国の政策転換(集約型都市構造への再編)などの情勢変化を受けて、改定作業を進めている瑞穂市都市計画マスタープラン(素案)について、意見聴取を行った。
事務局 (担当課)	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 TEL 058-327-2101 FAX 058-327-2120 e-mail <a href="mailto:tosikai@city.mizuho.lg.jp">tosikai@city.mizuho.lg.jp</a>

平成29年度 第1回瑞穂市都市計画審議会 会議録

日 時 平成29年5月30日(火) 午後1時00分から午後3時00分まで  
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 大会議室  
出席者 倉内文孝(会長)、常川良史、広瀬武雄、若園正博、杉原克巳、  
松野貴志、豊田隆夫、倉田智之、竹林成熙、市橋直子、廣瀬修  
以上11名  
欠席者 近藤真章、松野守男  
事務局 藤井政策企画監、  
梶浦総務部長、総務課 藤森主査  
鹿野都市整備部長、若園都市開発課長、井上都市開発課総括課長補佐、  
江崎都市開発課総括課長補佐、小森主任  
以上8名  
傍聴人数 2名

1. 議題

(1) 瑞穂市都市計画マスタープランの改定(素案)について

事務局： 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は委員の皆様方、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。  
それでは、倉内会長、お願いいたします。

会 長： 皆さん、こんにちは。倉内です。  
今日は暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は前回、たしか3月末だったと思いますが、その議論を踏まえて修正をいただいたこのマスタープランの素案に関して、皆さんからいろいろなご意見をいただくということで、平成29年度の第1回瑞穂市都市計画審議会を開会させていただきたいと思っております。  
初めに、本日の審議会の開催に関する報告事項等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 最初に、本日、松野守男委員と近藤委員のお二人からご欠席のご連絡をいただいております。また、若園委員につきましても少し遅れるということでご連絡をいただいております。したがって、3名のうち、最終11名の方にご出席をいただくこととなりますので、瑞穂市都市計画審議会条例第5条第2項に定める2分の1の定足数に達していることをご報告させていただきます。  
次に、瑞穂市都市計画審議会条例第3条第1項第3号に規定する委員としまして、この4月から瑞穂市区長会協議会の会長になられました廣瀬修様に新たに務めていただくこととなりましたので、ご紹介をさせていただきます。

廣瀬修委員： 前任の藤橋委員から引き継ぎまして、委員をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

事務局： よろしく申し上げます。  
本会議は、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条に基づきまして、原則、公開とさせていただきます。また、本審議会の会議録につきましても、前回と同様に全文筆記により作成をさせていただきます。また、後日、ホームページ等により公開をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。  
報告事項等の説明は以上でございます。

会長： ありがとうございます。  
では、事務局に確認いたします。本日の傍聴希望者はございますでしょうか。

事務局： はい、ございます。本日の審議会につきまして、ホームページ等でご案内いたしましたところ、2名の方の傍聴希望がございました。

会長： それでは、傍聴希望者の入室につきまして確認させていただきます。ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長： それでは、傍聴希望者の入室のご案内をお願いいたします。

（傍聴者入室）

会長： 議事に入る前に、資料の確認と傍聴に関する連絡事項について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まずA4で「次第」が1枚、それからA4横長で「主な対応一覧について」の1枚、最後に、「マスタープラン（素案）」の冊子でございます。よろしいでしょうか。  
続きまして、傍聴席におみえの方をお願いいたします。皆様におかれましては配布をしております資料にて、いま一度、注意事項のご確認をお願いいたします。また、会議中のご発言等はできません。公開ということで傍聴が認められておりますが、録画や録音、写真撮影等は認められておりませんので、ご了解いただきますようお願いいたします。  
なお、事務局につきましては、記録の作成と保存のために録音や写真撮影をさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
以上でございます。

会 長： ありがとうございます。では、議事に入りたいと思います。議題は1点です。「(1) 瑞穂市都市計画マスタープランの改定(素案)について」になります。先ほど申し上げたとおり、今日は都市計画マスタープランの改定に向けた意見聴取ということで、さまざまな視点からご意見をいただければと思います。

まずは、内容について事務局から説明をいただいて、その後、各委員の皆様からご質問、あるいはご意見等をいただければと思います。質疑の際には挙手の上、指名があった後にご発言いただきますようお願いいたします。また、本日の会議は午後3時までの2時間を予定しておりますので、よろしく申し上げます。限られた時間ですが、忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、内容について事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

事 務 局： 都市開発課の小森と申します。よろしく申し上げます。前のスクリーンにて説明をさせていただきます。

本日の議題は、「瑞穂市都市計画マスタープランの改定(素案)について」となります。マスタープラン(素案)につきましては、前回の審議会でのご意見を踏まえまして修正を行っておりますので、その内容につきまして「1. 修正の基本的な考え方」「2. 全体構想における修正事項」「3. 地域別構想における修正事項」の順に説明をさせていただきます。

まず、今回の修正の基本的な考え方についてです。

前回の審議会でのご意見に基づき、次の内容を踏まえて修正を行っております。1つ目は「市民に分かりやすく」、2つ目は「地域の意見の確認」、3つ目は「地域づくりの方針の見直し」の大きく分けて3つの項目になります。

1つ目の「市民に分かりやすく」というところでは、都市拠点、地域生活拠点等の各拠点の定義の追加、また、各地域の人口等の修正・追加、地域ごとの重点施策の進め方の追加をしております。

2つ目の「地域の意見の確認」では、市民アンケート調査結果の再確認及び表現・内容等の修正、地域づくりの主要課題、重点施策等の再確認及び表現・内容等の修正・追加をしております。

3つ目の「地域づくりの方針の見直し」では、地域づくりの方針の表現・内容を再確認し、方針及び位置づけを修正しております。

以上が今回の修正箇所となります。

次に、主な修正箇所について、具体的に説明をさせていただきます。ここからは、お手元にお配りしております「都市計画マスタープラン(素案)」により説明させていただきますので、併せてご覧ください。

まず、「全体構想における修正事項」について説明をさせていただきます。28ページをご覧ください。こちらでは、19ページ以降の4つの「都市づくりの目標」に出てくる各種拠点の定義をしたページを追加しております。上から「都市拠点」「地域生活拠点」「学術研究拠点」「交流拠点」のそれぞれにつきまして、位置と方向性を定義しております。また、一番下の交流拠点の中には、白丸で囲われた「健康づくり拠点」「市民交流拠点」「歴史・文化交流拠点」の3つの拠点も含まれております。

次に、「地域別構想における修正事項」について説明をさせていただきます。59ページの中段をご覧ください。こちらは生津地域になりますが、人口を最新の情報に更新し、高齢者数と高齢化率を追加しております。

す。こちらの記述については、他の地域も共通しております。

続いて60、61ページをご覧ください。こちらでは、市民にわかりやすくするために、60ページの中段の「市民アンケート調査結果」で、ご意見が分かるように黄色で色づけをしております。

その下の「地域づくりの主要課題」につきましても、青色で示しております「地域特有の主要課題」と、黄色で示しております「都市全体の共有の主要課題」の2つに分けて、その課題が地域特有のものであるかどうかを確認し、整理をしております。

また、ご意見の再確認により、内容についても見直しをしております。

60ページの一番下、「都市全体の共有の課題」に「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」と61ページ上から2つ目に「まちの環境悪化を招く空家や耕作放棄地の適正な管理・運用」を追加しております。

また、そこから4つ下の「公共交通（バス）の充実とまちづくり施策（集約型都市構造）との連携」は、コンパクトシティ+ネットワークの視点を踏まえた修正をしております。

続いて、64ページをご覧ください。こちらでは、その前の62、63ページでまとめております「重点施策」について市民に分かりやすくということで、その進め方を事業ごとに説明したページを追加しております。

次に、本田地域になります。65ページをご覧ください。こちらも人口を最新の情報に更新し、高齢者数と高齢化率を追加しております。

続いて66、67ページをご覧ください。こちらも市民に分かりやすくということで、色分けを行うなど、表現の修正をしております。

また、こちらのご意見については、66ページ下段の「地域づくりの主要課題」の青色で囲われた1つ目に、「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」を追加しております。

67ページ黄色で囲われたところの上から2つ目、「都市全体の共有の主要課題」では、「まちの環境悪化を招く空家や耕作放棄地の適正な管理・運用」を追加しております。

下の「地域づくりの方針」につきましては、キャッチフレーズを「歴史・自然と調和し、良好な都市基盤を備えた地域づくり」と修正しまして、ご指摘のあった「ゆとりある街並みの住宅地」の言葉を削除しております。

続いて、70ページをご覧ください。こちらでは、68、69ページでまとめております「重点施策」について、その進め方を事業ごとに説明したページを追加しております。

続いて、穂積地域になります。次の71ページをご覧ください。こちらについても人口を最新の情報に更新し、高齢者数と高齢化率を追加しております。

続いて72、73ページをご覧ください。こちらも色分けを行うなど、表現の修正をしております。

また、ご意見等の再確認によりまして、73ページの右側に黄色で囲われた「都市全体の共有の課題」の中の1つ目に、「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」の項目を追加し、そこから7つ下の項目を、「公共交通（バス）の充実とまちづくり施策（集約型都市構造）との連携」に修正しております。

その下の段の「地域づくりの方針」では、キャッチフレーズの「まちの顔としての都市空間が形成され」という言葉を修正し、「まちの顔として多様な都市機能が集積した、賑わいと交流が生まれる地域づくり」に

修正しております。

76 ページをご覧ください。74 ページ、75 ページでまとめております「重点施策」について、その進め方を事業ごとに説明したページを追加しております。

続いて、牛牧地域になります。77 ページをご覧ください。こちらでも人口を最新の情報に更新し、高齢者数と高齢化率を追加しております。

次に、78、79 ページをご覧ください。こちらでも色分けを行うなど、表現の修正しております。

また、ご意見の再確認によりまして、79 ページの黄色で囲われた「都市全体の共有の課題」の中の1つ目に、「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」と、その2つ下に「まちの環境悪化を招く、空家や耕作放棄地の適正な管理・運用」の項目を追加しております。

また、その5つ下の項目を「公共交通（バス）の充実とまちづくり施策（集約型都市構造）との連携」に修正しております。

82 ページをご覧ください。こちらでは、80、81 ページでまとめております「重点施策」について、その進め方を事業ごとに説明したページを追加しております。

続いて、南地域になります。83 ページをご覧ください。こちらでも人口を最新の情報に更新し、高齢者数と高齢化率を追加しております。

つぎに、84、85 ページをご覧ください。こちらでも色分けを行うなど、表現の修正をしております。

また、ご意見の再確認によりまして、85 ページの青色で囲われた「地域特有の主要課題」の2つ目に「国道21号と市道西部環状線の早期ネットワーク化に向けた整備」と、その下に「樽見鉄道横屋駅へのアクセスの向上」を追加しております。

その次の「都市全体の共有の主要課題」につきましても、1つ目に「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」、3つ目の項目に「まちの環境悪化を招く、空家や耕作放棄地の適正な管理・運用」を追加しております。

またそこから5つ下の項目を「公共交通（バス）の充実とまちづくり施策（集約型都市構造）との連携」に修正しております。

つぎに一番下の「地域づくりの方針」につきましても、これらの課題を踏まえ再確認をしております。◆の2つ目を、「公共交通を活かすため、横屋駅周辺を中心とした低未利用地の計画的な活用により、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成を図ります。」としております。

また、上のキャッチフレーズでは「快適でゆとりある」を削除しまして、「活力ある産業集積を備え、歴史・自然と調和した新たな魅力を生み出す地域づくり」としております。

88 ページをご覧ください。こちらでも同じように、86、87 ページでまとめております「重点施策」について、その進め方を事業ごとに説明したページを追加しております。

続いて、中地域になります。89 ページをご覧ください。こちらでも人口を最新の情報に更新し、高齢者数と高齢化率を追加しております。

90、91 ページをご覧ください。こちらでも色分けなどで表現の修正をしております。

また、ご意見の再確認により、90 ページの一番下の青色の「地域特有の主要課題」に「人口減少対策の強化（人口の維持・確保、産業の誘致等による働く場の創出）」を、また91 ページの一番上に「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」、そこから4つ目の項目に「地域の実情を踏まえた土地利用規制等の運用・見直し」を追加しております。

また、その下の黄色の「都市全体の共有の主要課題」では、6つ目の項目を「公共交通（バス）の充実とまちづくり施策（集約型都市構造）との連携」に修正しております。

つぎに一番下の「地域づくりの方針」につきましては、これらの課題を踏まえまして、前回ありましたキャッチフレーズの「香り高い」の表現を削除しまして、「農・住・工の機能調和と歴史・文化の活用による、個性豊かな地域づくり」に修正しております。

94ページをご覧ください。こちらでも、92、93ページでまとめております「重点施策」について、その進め方を事業ごとに説明したページを追加しております。

最後に、西地域になります。95ページをご覧ください。こちらも人口を最新の情報に更新し、高齢者数と高齢化率を追加しております。

次に、96、97ページをご覧ください。こちらでも色分けなどを行い、表現の修正をしております。

また、ご意見の再確認により、96ページの下段の青色で囲われた「地域特有の主要課題」では、1つ目に「人口減少対策の強化（人口の維持・確保、産業の誘致等による働く場の創出）」と、2つ目に「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」、97ページ上から4つ目に「地域の実情を踏まえた土地利用規制等の運用・見直し」を追加しております。

また、その下の黄色で囲われた「都市全体の共有の主要課題」では、2つ目の項目に「まちの環境悪化を招く、空家や耕作放棄地の適正な管理・運用」を追加し、そこから4つ下の項目を「公共交通（バス）の充実とまちづくり施策（集約型都市構造）との連携」に修正しております。

つぎに、一番下の段の「地域づくりの方針」では、キャッチフレーズの「交通条件の高まり」を修正しまして、「交通利便性の向上を活かした都市機能強化と、特色ある農村環境・自然環境の共生による、活力ある地域づくり」としております。

続いて、100ページをご覧ください。こちらでは、98、99ページでまとめております「重点施策」について、その進め方を事業ごとに説明したページを追加しております。

以上が、主な修正箇所となります。また、これ以外にも全体的に計画内容を再確認し、修正をしておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。今ご説明いただいたとおり、大きくは基本的な考え方として3点、分かりやすくということ、今までの懇談会等の意見を再確認して追加・修正をしたということ、あとは文言等の修正をいただいたということになるかと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

委員 1： 60ページ、地域づくりの主要課題の中の「地域特有の主要課題」と「都市全体の共有の主要課題」で、この「都市全体の共有の主要課題」は地域ごとに全部書いてある。都市全体の共通課題を、地域のところに入れるのではなく、全体の課題はこれだということでも冒頭にあれば全部済むわけですから、各々に入れる必要はないのではないかとことです。例えば60ページでは、「高齢化に配慮した都市基盤等の整備」が黄色で書かれた「都市全体の共有の主要課題」にあるが、66ページを見ますと、この課題が「地域特有の主要課題」にある。ほかのところにも「高齢化に配慮した都市基盤整備」が「地域特有の主要課題」のと

ころに入っている地域と、そうではなく全体に入っている地域とバラバラで、全く整理されていないということが1つ。

それから「地域重点施策の進め方」で、例えば70ページですが、「公共交通グランドデザインの検討作成」という項目は、生津に入っていないが、他の全部の地域に入っています。これは、「地域重点施策の進め方」というよりは、全体の問題であって、地域ごとのものではない。生津だけ「公共交通グランドデザイン」を書かなくていいということはないと思います。生津だけ入っていない。ここのところが2つ目に、おかしいのではないかとということです。

それからあえて言うならば、中、西地区で、91ページに柿畑などの果樹園だとか云々と書いてありますね。これは都市全体というよりも、これこそ地域独自の分類に入るべきだと思う。

西地区も地域独自のところに高齢化云々というのが入っており、これも全く整理されていない。黄色の部分は一括して整理して、一番冒頭に「都市全体の共有の主要課題」としておけば個々に入れる必要はない。入り込んでいるものを直すべきだ。

会 長： ありがとうございます。3点ですかね。1点目は、都市全体の課題を1個1個ではなく、共通でまとめるべきではないか、それは前に出したほうが良いということですね。

それと、地域重点施策というところにも関連していると思いますが、都市全体に言えるものは逆にそこにまとめたほうが良いのではないかと。

さらに地域特有と都市全体のところで、混乱が多少あるのではないかと。いう3点だったと思いますが、いかがですか。

事務局： 今ご質問をいただきました「地域特有の課題」と「都市全体の課題」のところで表現しているものにつきましては、各地域に人口の問題があったり、産業のことであったりと、地域特有なのか全体に共通する課題なのかどうかはその地域によって変わってくるかと思えます。

一括してまとめられるものを全体でまとめるのも1つかと思いますが、地域ごとでそれぞれの特有のものと都市全体の課題というものを見ていただくために、こちらの方で表現させていただいております。

委員 1： 「都市全体の共有の主要課題」は1本でまとめて、それ以外の水色で書いてあるところに「地域ごとの課題」だけを選んだ方がすっきりするのに、何でわざわざこのようにするのか。

もう1つは、「公共交通グランドデザイン」のことは地域ごとではなく全地域に関わることでありますから、逆に高齢化から言うと何で生津を抜いてしまったのかと思う。私も生津の人間ですけれど。

事務局： 確かに公共交通につきましては、生津も全地域と同じように必要なことだと思いますので、追加をいたします。

委員 1： 追加というより、要は黄色の部分を各々の地域に入れるのではなく、冒頭のところに持ってこれば全部済んでしまう。共通した問題ですね。その中で本当にその地域でどうしてもやらなければいけない問題、例えば先ほどの柿畑の問題などは逆に地域のエリアのところに入れるべきだと



いうことで、整理してもらわないとごちゃごちゃになる。

会 長： 今いただいた意見の中で、まず1点目は、全体の課題を前に出してしま  
って、前に全部置いた方が分かりやすいのではないかとということでした。  
確かにそれは一理あると思います。私自身これを見たときに感じた  
ことは何かと言いますと、例えば生津の方でも本田の方でも良いのです  
が、そちらの方が自分のところを見ようと思った場合に、その章しか読  
まれない可能性があると思うのです。そのように考えたときに、確かに  
場所によって都市全体の課題が変わるといのはちょっとストーリーと  
しておかしいような気はするのですが、そこの方しか見られないかもし  
れないと思ったときに、少し冗長ではあるものの、それぞれに入れると  
いうことは1つの考え方としてあると思います。ただ、先ほどの高齢化  
のことなどは、細かく見ますと高齢化が地域であったり全体であったり  
というブレがあるので、そこは再度確認いただいて、統一していただ  
いた方が良いのではないかと思います。そういった形で、この点はいかが  
ですか。そういった意図があるというようにご理解いただいた方が良い  
のではないかと思います。いかがですか。内容が変わるわけではないので。  
そういった意味で行きますと、確かに「公共交通ランドデザイン」に  
関しては、これもご指摘いただいたとおりで、すべての地域であるべき  
ものではないかと思っております。そこは確認いただいて、修正いただく  
必要があるかなと思います。  
今のご意見については、文言のところや項目については、再度きっちり  
と確認いただくということで進めていただきたいと思います。  
その他いかがでしょうか。

委 員 1： 例えば、今の柿畑などは地域の方に入れるという解釈で良いのですか。

会 長： 先ほどの柿畑のところですね。全体に書いてあるが、その地域特有の  
課題ではないかというご指摘ですね。よろしいですか。それでは、その  
ような形で修正をお願いします。

委 員 1： 過疎化の問題ですが、地域にお任せではなく、全市で検討しなければい  
けない問題だと思います。そういう意味で言うと、例えばJRの駅の話  
も2カ所にしか書いていないのですが、瑞穂市全体で検討しなければいけ  
ないことで、全く影響しないというのではないわけです。地域特有の問題  
として捉えるのか、その辺は私も分かりませんが。

会 長： そうですね。ありがとうございます。今のご指摘は、おそらく地域づく  
りの主要課題の中の「地域特有」と「都市全体共有」との意味合いです  
よね。そういうことだと思います。そこが基本はブレないように書いて  
いただくことが大事だと思います。おそらくその地域に書いてあって  
他に書いていないというものが、それが他の地域には関係がないとい  
うわけではないですね。その整理の仕方をしっかりとブレないようにお  
願いします。  
そのほかいかがでしょうか。

委員 2：細かいことになるかと思うのですが、各々のところには「高齢化に配慮した都市基盤の整備」が都市全体の課題に入ったり地域づくりの主要課題に入ったりしているのですが、今、高齢化率が高いところの地域は「地域づくりの主要課題」に入っているのですが、これはすぐに何かやるということですか。要は、高齢化が今実際に進んでいるから、何年後かにこうなるから今やらなければいけないのが主要課題で出ているのか、それともどういう時間軸を入れているのかということ。人口やいろいろな比率を出していただいたのですが、何年か先のことをちゃんと考えてやっているのかなということがちょっと気になったところです。それと、「地域重点の施策の進め方」というところで、例えば70ページに書いてありますけれども、高齢化対策というのは緊急を要すると言えば緊急を要することだと思うのですが、これはどこに書いてあるのですか。ここに書いてある進め方の中のどこに。

会長：ありがとうございます。2点あったかと思います。1点目は先を見据えたような形での計画になっているか。2点目は重点施策になっているのだけれど、高齢化に対する施策の考え方が抜けているということですが、いかがでしょうか。

事務局：高齢化というところは、集約型都市構造につながってくる話になると思いますが、公共交通を最大限に活用しながら、地域にあるそれぞれの日常生活施設を活用し、車を過度に使わず歩いて暮らせるような生活というところを集約型都市構造の中では位置づけておりますので、今後、具体的な施策というところではその方向性で進めていく形になります。今回はそういったところを見据えた1つのデータという形にしかならないかもしれませんが、こちらで地域別の状況を載せさせていただきました。今の集約型都市構造につきましては、今後、具体的な方策等を進めていく段階になっておりますので、重点施策にはまだ具体的にどのように進めていくかという記載はないのですが、具体的にになった段階でこちらに表記をさせていただければと思っております。

会長：おそらく今の2点目のところ、どうしても都市計画という施策に書いてあるので、高齢者の対策に特化したというようなものには、なかなかなりづらいというところで、例えば公共交通あるいは結節機能、拠点の強化というところと、その拠点をつなぐというところが高齢化対策といえますでしょうか、お年寄りの方でも気楽に動けるようなインフラを造るといった形で対策を盛り込んでいきたいということですかね。先ほどの高齢化対策というように、主要課題で書かれているところに関して、今問題だからとおっしゃっているのか、あるいはその先を見据えた形でこういう計画をしているのかということはどうですか。

事務局：こちらは今後、高齢化に向かっていく状態になってもまちを維持していくための施策をとということで、将来を見据えた位置づけです。

会長：分かりました。そういった意味では、先ほどの議論にもありましたけれども、高齢化対策というのは、場所場所であったりなかったりというよ

りは、都市全体としてお年寄りの方、あるいは体の不自由な方が住みやすい、いわゆるバリアフリーといったような考え方に基づくようなインフラ造りをしていく、そういう方向性を持っているということですね。いかがですか。

委員 2： もうひとつですが、あまりここには書かれていないから市民の方も問題意識がないのかもしれないのですが、高齢化のことは書いてあるのだけれども、若い人の年代の補助面のこととか、賑わいを作るためには若い人が必要だと思うのですが、具体的にここには子育てとかの施策というのは書いていないのですが、これは重点課題の中に入らないのですか。

会 長： 若い方についてのことですが、いかがですか。

事務局： 具体的に若い方がどうだということの記載はございませんが、瑞穂市の中の拠点として、JR穂積駅周辺地区ですとか朝日大学を中心としたところを設定しておりまして、それぞれ都市機能を集約しながらまちづくりをしていきたいと考えております。そういったところで賑わいをとるところを見据えながら今後検討を進めて行くこととなりますが、現にJR穂積駅周辺地区のところにつきましては、拠点化構想を作っている段階でございます。そのところで検討を進めていきたいという段階でございます。

会 長： よろしいですか。おそらく素案の中での位置づけで考えた場合、後ろの方の重点施策では、まさに都市計画の視点で何をするのかということばかり書いている。それに対して、今ご指摘いただいたようなところは、おそらくまちづくりの基本計画、4章であるとか、都市づくりの目標とか、そういったところにつながるべきものになるのではないかと思います。今のご指摘に関して、私もパラパラと見てはいるのですが、確かにいくつかちりばめられてはいると思います。スポーツ、レクリエーションができるとか、憩いの場とか、賑わいの場ということは書かれていますが、そのあたりが先ほどの後ろのほうの高齢者対策とかあるいは若い人がここにずっと居続けることにつながるような、あるいは外から入ってきてくれるような、そういったものにつながるようなものになっていくようなことがしっかりと書かれていれば、大きな問題はないと思うのですが、いかがですか。初めに概念が書いてあって、どんどん落とし込んでいって、最後にはまちの整備といったところのインフラの整備のところになりますので、そこからもう1度戻って書いていくという書き方はなかなか難しいかなと思います。そういう面で、再度、初めのところとの整合性でありますとか、そういったところをしっかりと確認いただくような形を取っていただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員 1： 都市計画マスタープラン自身が平成37年までの目標ですよ。この前の審議会の中で、今から8年後を見据えてということではなくて、その時点ごとのイメージをしながら意見を聞いて改定をしていけたらというような事務局からの説明があったのですが、この平成37年までの年数には入らないかもしれませんが、今地震の関係が非常に心配で、市役所の

建て替えをしなければ、というのがあって、2カ所の市役所がこのままでいいのかということで、実際に市のほうから提起されていて、15年間毎年積み立てをしていくということでしたが、要は15年も待てない。それこそ8年後ぐらいには何とかしなければいけない。できるだけ早いほうがいいのだと思うのですが、そういう意味で市役所の位置をどうするかによって全くこの計画自身も変わってきてしまう。まだそういうことは全く討議されていないわけですから、市役所の位置なり云々が検討して決まった場合は当然、マスタープラン自身も変わりますよということを答申の段階で付記しないとイケないのではないかと思います。

会 長： ありがとうございます。おそらく今、1例として市役所のお話があって、特に近々で変わるかもしれない可能性があるということでご指摘をいただきましたが、その他もいろいろ情勢の変化があるかと思いますが、その点についていかがですか

事務局： 今、お話がありました目標年次につきましては、3ページに記載をしております。このマスタープランにつきましては、目標年次が平成37年ということを目標にさせていただいておりますが、このプランと申すのは、今お話されたとおり、平成37年にすべてが出来上がるというものではありません。平成37年以降も、当然計画としては進めていく形になるのですが、平成37年を1つの目途として、この計画でもってまちづくりを進めていきたいと思います。今回、こちらにも追加の修正をしておりますけれども、後段のところになります。 「著しい情勢の変化が生じた場合には本マスタープランと同様に、旧マスタープランの施策の振り返り、点検を行った上で、必要に応じて見直しを行うものとします。」と追加修正をしております。今回の計画というものは、ここで決まったからすべてが決まったということではございません。今、お話がありました市庁舎の計画も、まだこれから具体的に進めていく話になるかと思っておりますので、このマスタープラン上で掲げていく段階になりましたら、また見直し等を行い、改定をさせていただく形になるかと思っております。

会 長： ということで、3点目の「3. 目標年次」の2段落目のところが今ご指摘をいただいたことを含んだ表現として追加されたということですが、いかがですか。

委員 1： 市役所の問題は、知っている方も多いと思うのですが、特に何か注意書きしないとイケない。市役所の問題は大きなものだと思います。

会 長： それは今の市役所の移転ということに関してですね。いかがですか。

事務局： 市役所の問題に関しましては、まだ具体的にどうしていくのかというところの議論をこれから進める段階です。ご指摘がありましたように、それを踏まえてというところは重々承知をしているところではあります。現時点では、マスタープランに反映させる段階ではないと考えています。

会 長： ありがとうございます。問題の所在に関しては重々認識をしているということですが、なかなかここに書き込める状況でないということですね。

委員 3： 今の関連です。書き込める状況でないということは、どういうことですか。現実的にはいろいろな場所を議会でも議論されていますよね。一応回答としては15年後を目途に基金を積むというところまでの話があって、まだそういう時期ではないというのは矛盾しているのではないですか。

会 長： いかがですか。

事務局： 都市計画に関する方針を示すということで、このマスタープランを作成しています。都市計画の中では、例えば庁舎の位置づけや場所であったり、区域であったり、その周辺のまちづくりというところがこのマスタープランの中に出てくる話であると思います。今、庁舎の計画につきましては、まだそういったところの具体的な位置等のお話が出ている段階ではございませんが、当然これから計画を踏まえて進めていくべきことであるということとは重々認識しておりますけれども、まだ都市計画としての位置づけ、計画を載せる段階ではないと考えております。

委員 3： そういう答えでしかないのだけれども、でも現実に、先ほどお話がありましたように、平成37年、これから7、8年後ということになれば、これは直近のことです。それをあえて書かない。書かないことのほうが問題ではないかという気がするのですが。書いてなぜ悪い。例えば穂積地区のところに市役所があります。そこに近々にそういった予定というか、計画がありますよというように書くことはできないのですか。

委員 1： 当然、市民に知らせる。マスタープランは、市役所の位置によっては多少変わりますよということには知らせるべきだと思います。

会 長： どうですか。

事務局： 今、委員3がおっしゃられるのは、3ページの目標年次のところ、そのなお書きのところに、具体的には庁舎などの市の中心、顔になるところが移動すれば、都市の骨格が変わるだろうから、直前に来ているのであれば、せめて「なお」書きのあたりの社会情勢の変化のところに、もう少し踏み込んで書いたらどうかというようにお聞きしました。それも1つあるかと思いますが、もう1つは、大変僭越ですが、この審議会の資料は素案でございますが、今後、最終的には審議会で案についてのご審議をしていただくこととなりますけれども、その答申の中に、このとおり良いですと、それだけで終わるのではなくて、そこに意見をつけるとか、そういう書き方もあるかと思いますが、それは審議会の中でお決めいただければ結構だと思います。

委員 1： そういう答申に付記するという考えも当然、あるということは理解して

います。ただ、JR穂積駅圏域は堂々と書いてあるわけですよね。これも私が見聞きしている限りでは、例えば20年先に素案ができる程度の話です。それよりも市役所の方がもっと確実ではないかという感じがするので、だからJR穂積駅圏域の計画がまだ非常にほんわかとした、それこそマスタープランの中という感じがするので、何かその辺が載せるべきものとそうでないものと、何かもうちょっと整理が必要かなという感じがします。

会 長： ありがとうございます。特に市役所の移転と言いましょうか、どこに行くかも決まっていないわけですし、ここに残る可能性もあるという中で、ただ、都市機能の何かしらの変更の可能性があるというところはもう少し具体的に書いておいた方が、全体からして良いのではないかというご意見だったと思います。再度ご検討いただいて、その点、もし修正が必要であればしていただく。私も今おっしゃられたように、都市機能の移転の可能性とか、あるいはそういったものの再構築とまでは言わないにせよ、そういったものがここに入っているとしてもそれほど大きな問題にはならないのではないかと思います。ですので、修正する方向でも大きな問題はないと思います。ただ、ここに具体的には書き込めないですよね。どうなっているのかは決まらないとは思っているので、問題意識として持っているというところ、確かに市の庁舎というのは1つの大きな都市の拠点になり得るものですし、そういったものであると考えられますので、書いておくことは問題ないのではないかと思います。一方で、1つはおそらくこういった形で都市の拠点というものを整理していくとなると、それを前提に他のものを造っていくとなれば、おのずと実は庁舎の動きというのも、その参考にしていかないと困りますという話も出てくるのではないかと思います。何も無いようなところにポンと庁舎が出来て、ほら、出来たぞというわけにはいかないはずですので、そういった整合性は恐らく都市計画のほうからもアピールしていく必要性が今後はあるだろうと思います。今の点についてはよろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

委員 1： 地域重点施策の進め方の中の82ページ、「公共下水及び下水処理施設等の整備」についてですが、これについては、聞くところによると全然進まないということですが、重点施策としてマスタープランに載せるのは、進めることを認めるという形になるので、委員の一員としてはこれについては少し問題があります。ここではなく、44ページのところに下水道整備については個別具体的なプランである瑞穂市公共下水道全体計画に基づき、また当該計画の云々とあって、要は水をきれいにすると水と緑のネットワークの方針のところに書かれているわけです。地元が反対して駄目だよと言っているのに重点に進めるということ、ここに掲げること自体がおかしいのではないかと。前回のプランではこれが全くなかったものですから何も言いませんでしたが、今回新しく加えられたということで、下水道のこれを載せることは疑問に思います。

会 長： それは82ページのところの公共下水道の整備というものが重点施策として載ることに問題があるということですか。

委員 1 : はい。この地域の重点施策にというところですか。この地域では全く反対で、この状況の中でこれを進めるということを決めること自体がおかしいのではないかと。

会 長 : いかがですか。

事務局 : 私ども都市計画部署としては、44ページのように、都市計画決定の位置づけがされていますので、地域別構想ではその地域における整備を進めるという書きぶりになっていることは、整合性が取れていると考えています。

委員 1 : 都市計画決定自体に問題があるということで、この前の行政報告会でも話をしたのですが、地元の了解を得て都市計画決定をしますということであった都市計画審議会が平成27年3月28日のものです。ほとんどの委員の方はそういった条件のもとに都市計画決定してくださいと言ったのです。同じ平成27年4月21日に、審議会から1カ月もたたない間に地元にも1度も説明がないまま、21日に決定をした。それでも決定したのだからということ自体がおかしい。その前提条件が全くなされていないのに決定してしまった。だから、都市計画決定で決めたからこうだよということ、そこにやはり問題があるのではないかとということです。この水をきれいにするということで、水と緑のところ載せる分には良いのですが、地域のところに載せること、重点施策の進め方に載せることについてはちょっと疑問があると思います。

会 長 : いかがですか。

委員 4 : 今、委員1さんと委員3さんからいろいろご意見を聞きましたが、前回よりも上手くまとめられていると思います。現状があり、その地域地域の課題があり、それが解決されていく。先ほど言われましたが、市全体の大きな問題ですね。それは社会インフラの充実ということで、下水道事業も入るし、また新庁舎の話もありますが、それは住民が他の方法で情報を把握しています。それがこのマスタープランに出てこないということは、不自然ではないかと思えます。他にも道路整備の問題も、資料を見ていると新しい道路の建設計画が入っていないですね。市独自、県事業、国を巻き込んでの事業、このような課題もありますよ、市民も共通の土俵に上がってもらい、共通の認識をもってもらうことが必要だと思えます。それと平成37年までの、計画案ですね。内容によりタイムスケジュールが立てられるものについては、設定をされたらどうでしょう。ただ項目の羅列だけでは訴える力がない。なかなか難しいけれども、皆で協力をしていこうという訴え方です。また、会長が言われましたような纏め方をして、地区別と全体課題、その手法でされた方が理解しやすいのではないかとと思えます。

会 長 : ありがとうございます。すみません、先ほど私は地域ごとに書く選択肢もあるのではないかと発言をさせていただきましたが、今のご意見はどちらかというと地域全体のより大きな問題ということに関しては別

出した方が、しかもそこに時間の熟度というものに違いが出てきますし、先ほどご指摘いただいた下水道のことというのは確かに今ピンポイントで言っているところはこの地域なのですが、市全体の問題であることは間違いないわけですよ。そのように考えた場合に、この地域のところだけに出てくるというよりは、市全体の問題としてみんなに認識していただいて、その中で造っていくというところを理解していただかないといけない。ただし、地域のところではまだまだ調整がついていないところもあるということですね。そういったところで、市全体の課題と対策についてももう1つ別立てで書いた方が分かりやすいのではないかとありますが、いかがですか。事務局の方からの意見は何かございますか、今の点について。

委員 1： 地域の人が、その地域の部分しか見ないからというようなご指摘が先ほどあったのですが、これを本当に見ているような関心のある人は全部を見ますよ。要は地域のことしか見ないような人は関心がないのだから、それ自身も見ませんよ、実際問題。そういうことだと思います。

会長： おそらく全体を俯瞰したような議論というのは前に記載があるのですが、こちらはどちらかというときに本当に考えというか、基本概念しかなくて、下にある課題とかを見据えた上でこうしようということに対する広域の議論というのが間で抜けてしまっているということだと思います。

委員 1： 都市全体の基本方針云々とあるのですが、環境の方は都市環境づくりの方針とかいろいろあって、要は市全体の課題という形ものを地域との間に入れる必要がある。こういう問題があると。それから本当に地域だけの問題という形でもう少し整理しないとイケない。先ほどのJRや公共交通デザインや公共下水道といったものは、瑞穂市全体の課題として入れる。市役所のことが入るのなら市役所を入れる。

会長： そうですね。ありがとうございます。今のお話、再度見返してみましたら、実は2章から5章までがそういった流れになっているのですよね。それを再度、地域のところで蒸し返しているような形になっているところがあるのではないのでしょうか。例えば2章のところの8ページとか9ページというのが実はちょっと俯瞰したときの今の瑞穂市としての課題が記載されているわけです。9、10ページ、その後もそうですね。この課題を踏まえてビジョンというものがあるというようなことになっているわけですね、今は。市全体としてこういった形を求めているのだということになっている。

マスタープランなので、初めのところはそこまで終わっているのですよね。それに対して地域課題のところは、マスタープランと言いながらちょっとアクションプランに近いようなところへ踏み込んでいっていきましょうか、具体的な施策としてこういったところまでというところが書き込まれている、書き込もうとしたからこそ、どうしてもそこに二重のところと足りないところ、地域のところにしか書いていないところとの不整合が出てきている、そういうスタイルになっていると思います。今のお話をお聞きしていると、このままというか、別にこのままでなくても良いのですが、この流れですっきりするのは、地域の具体的なところの前に都市全体としての何かしらの重点施策的なものを5章あたりの



ところに少し書き込んでいただいて、6章以降の地域区分は地域の課題に特化したものを整理して書いていただくということで、今ご指摘をいただいた全体としての課題を、これを読んでくださる方にはしっかりと理解いただくということを5章まででやりつつ、6章以降は地域のところで議論するということだと思います。あるいは、市全体の課題を引っ張ってきた場合にこういった施策がここにあるのだという、そういうストーリーに持っていくと良いのではないかと思うのですが、いかがですか。そういった形でいかがですか。ありがとうございます。

それでは、市全体のところの課題及び重点施策と地域のものを少し整理いただいて、記述場所を修正いただくということで対応をお願いします。

そのほか、いかがですか。

委員 5 : 1ついいですか。次元が若干異なりますが、90ページの「特定環境保全公共下水道による整備が計画されている」という文言がありますが、これは具体的にどういうことかご説明いただきたいのですが。

事務局 : 今ご質問がありました「特定環境保全公共下水道」ですが、公共下水道は市全域で進めていくという方針になってはいますが、この中地域につきましては都市計画区域内ではなく、都市計画区域外の準都市計画区域という区域に位置しております。44ページをご覧くださいと思いますが、公共下水道の整備に関する全体計画図をこちらに掲載しておりますが、今お話をさせていただきました区域によりまして事業の名称が異なるということで、この西・中地域は準都市計画区域という区域に位置づけられておりますので、そこで行う公共下水道の事業としましては「特定環境保全公共下水道」という事業となっております。

委員 5 : いわゆる呼び方、言い方、表現の仕方が違うということですね。

会長 : 下水道整備に変わりはないけれども、地域によって事業名が変わってきてしまうので、ここではその事業名で書いてあるということですね。よろしいですか。

委員 5 : もう1つ、87ページに南地域の図面がありますね。その中に市道西部環状線が入っていますが、それが21号バイパスまで抜けそうな図面になっていますが、現実的には非常に難しいですよ。理想像で書いているのか、非現実的な図面なのか、その辺の感覚と考え方をお聞かせいただきたいのですが。

会長 : いかがでしょうか。

事務局 : こちらの市道西部環状線につきましては、順次北のほうから整備を進めているところでありますが、南の国道21号へ接続をさせていきたいという計画です。しかしながら、今ご指摘がございましたJR東海道線のところから国道21号へつながるあたりの計画は、この図面には点線で表記しておりますけれども、ルート等が具体的に決まっているところではございません。今後、国道21号へ接続していくにあたりど

れが最適なのか、どうしていくのが一番良いのかというところの検討を進めていく段階でございます。

委員 5 : というのは、これが1案だということですね。これが1つの案だと。

事務局 : この表記につきましては、ここのルートの場合とこの場所とを示しているということではなくて、国道21号の信号機がある交差点の方へ接続をしていきたいという構想です。

委員 1 : 希望的観測。

委員 5 : だからそういうことであれば、これは素案ですので、先ほどから私が申し上げているように、より現実的な図面にするには不可能なところに点線を引くよりも、それより東側へ点線を引いて、そこにガードがありますので、そのガード下をそのままくぐり抜けて21号へ入り込む。これが非常に経費もかかりませんし、財政的にも考えられる非常に良い案ではないかということが過去から言われています。それがここに表れていないこと自体が、何か疑問を感じる。

事務局 : この道路は、名称のとおり、瑞穂市の外周を回る県道、国道、市道も合わせて環状道路という扱いをしています。岐阜市、名古屋市にも環状道路がありますが、環状道路というのは交通を円滑に流すためのルートとして設定してありますので、道路が今のあるところへ曲がっていけば良いという考え方ではなくて、できるだけなめらかに交通の処理をするという意味で、横屋の国道21号交差点から西の玄関口というイメージをしながら、北へ上っていくルートを選定しているのが今の市の構想図です。

委員 5 : いわゆる理想図だね。

事務局 : ご承知のとおり、今の横屋の国道21号とJR南側の間は市街化調整区域で、JR北側の市街化区域では農地が残っているところで土地地区画整理事業を地元、市も含めて考えておりますので、その土地地区画整理事業がうまく立ち上がればその地区の幹線ルートになるので、そういう道路というのは直線または曲線で、できるだけ交通処理がスムーズにできる道路を造るべきだというのが、この形に近いのかなと考えているところでございます。

委員 5 : 考え方は分かりましたが、非常に不可能な話だというように再認識させていただきました。

委員 1 : 希望的観測であれば、JR駅前のことも入れてほしいのだけれど。

会長 : こういうのは、旧道のところらぶにつけるような形で書いてしまうと、逆にそれしか動かなくなってしまうようなところがあるにはあるので、確

かに困難を伴うところはあるのかもしれませんが、計画という中ではこういった形でお願いをしたいということですかね。  
その他いかがですか。

委員 3 : 道路の話で、これはこの審議会の話ではないですけど、今6車線化しようとしているあれは、いつ完成するのですか。国道21号のことです。

事務局 : 岐阜国道事務所の方から聞いておりますのは、今年の年末です。場所は…。

委員 3 : 場所ではなくて、いつ完成するのですか、6車線は。

事務局 : 全体での話ですか。全体構想は、大垣市の長松までの区間ですので、そこまではちょっと聞いておりません。

委員 3 : 平成37年までに6車線と書いてあるだけでしょう。その内容が良く分からないので。これは審議会の話かどうか分からないけれど。じゃあ、いつになるのか分からないのですか。

事務局 : 大垣の長松までの区間で言いますと分かりません。

委員 3 : それでは、牛牧校区のところが出るのはいつまでですか。

事務局 : 今年度に工事を行うのですが、それは北方多度線の中原交差点から西は美江寺西結線にあります下牛牧交差点までの南側の路線について、もうすぐ工事が始まると思います。年内に完成する予定です。

委員 3 : 下牛牧までなのか。

事務局 : はい。

委員 3 : 分かりました。

委員 3 : 82ページの、先ほど委員1からもお話がありました件ですが、公共下水道が牛牧地域の中に書いてある。たしかに公共下水道というものが市で計画をされているということはもちろん承知をしていますが、ここで具体的に書いていただきたくない。というのは、私は牛牧校区ですし、この会が始まったときに申し上げましたが、その地元にあります。そういった面からも好ましくないと思いますので、これの扱いをどのようにするのか。市全体の問題になるのか、地域の問題になるのかを明確にしたい。全体計画の中で、先ほども言いましたように、こういう課題があるということは認識をしています。ただ、文言の中では「未整備」であるとか、そういう文言がいろいろ出てきますので、これは最初

に個別の案件としてどうするのだという話があったと思うのですが、例えば答申の段階で何らかの書き方があるのか、一度ご検討いただければと思います。

会 長： 今の点、まず牛牧地域のところに書き込むのかどうか、個別のところに入るのかどうかというところに関しては先ほどから議論がありましたので、前の方を見ますと、やはり下水道の問題というのは市全体の問題になるわけですので、ここに特出しするような形にはならない、なるべきではないのではないかとというのがおそらく皆さんのご意見かなと理解しておりますので、そういった形にさせていただく必要があるのではないかと考えております。そういったところで修正をいただくということではよろしいですか。事務局の意見はどうですか。

事務局： 前にも発言をしておりますが、下水道処理施設の都市計画決定がこの位置に打ってある以上、下水道の中では根幹的な施設でありますので、地域別構想の中に位置づけをしたいと考えております。

会 長： そのご意見は私もよく理解はできるのですが、一方で、たしか具体的な計画は下位といいましょうか、ここで言うと44ページのいわゆる全体計画の中に位置づけて進めていきますというスタイルを取るわけですよ。地域との調整ということ考えたときに、あえて個別のところ書き込むのが良いのか、もしくは全体計画の中のひとつとしてしっかりと位置づけておいて、地域の中で調整を続けるのかという2つの考え方があると思うのですが、いずれにしても調整が必要なことは間違いないと思っています。

確かに都市計画決定という根幹になるところがありますので、先ほどの意見でちょっとその手続きがという話もあったのですね。他の方のご意見は、いかがですか。今のところはなかなか難しいところではあるのですが。

委員 1： 一番上位の総合計画では、下水道施設の維持管理、汚水処理施設の整備ということでは載っているのですが、この中には公共下水道重点事業を進めるということで、関連計画として瑞穂市公共下水道計画が載っております。この全体計画自身に問題があるよということ、まして地元は絶対に反対だと言っている中で、ここに牛牧地域の課題ですよということ載せること自身は問題だと思えます。

会 長： 難しい問題ですよ。

委員 1： 先ほど委員4の言われたように、瑞穂市の課題としての大きな問題として、これはやはり見直す必要がある。市長さんの考え方もあるだろうし、これは行政報告会でも言いましたけれども、今再度検討しなければいけないのではないかと議員さんの思いもあると思います。市全体の課題としては分かります、汚水をどうするかということは。ただ、都市計画決定をしたから絶対であるということは、おかしいと思います。

会 長： 都市計画決定をして絶対だということをおっしゃりたいわけではなくて、今のところの形で言うと都市計画決定がされているという事実に基づけば、都市計画のためのマスタープランを書く上で、ここに書いておくべきものであるという認識が事務局の方ではあるということです。一方で、当然今おっしゃられたとおりで、そこに住まわれている方にとっては、その決定自体に納得されていないので、地域別には載せてほしくないということですね。

委 員 1： 市全体として水をきれいにするのだという、市全体の方針は入っているわけですから。

会 長： おそらく市全体としての問題意識として、この問題はかなり大きな問題であることは皆さんご理解いただいていると思いますし、そこに書き込むことに関して何ら異論はないと思うのです。この「アクアパークみずほ」というところの位置づけですよ。あと、場所というところ。

委 員 1： 都市全体の共有の主要課題といったところで1つ項目を設けて、高齢化のところから始まって、都市施設、道路、公園、緑地、公共施設、公共下水道等を整備するという形で謳うということですから、そのところに全体の課題であるということで書けば良いのではないかと私は思います。

会 長： いかがですか。事務局の答えは変わらないと思いますが、このあたり、全体計画の中で位置づけて書き込む形でとどめられるのかなと。

委 員 3： 会長、再度申し上げますが、私はこの反対の代表をしていますので、そういう立場からしても、ここにこういう形で書いていただくことには納得ができない。撤回をしていただきたい。他の委員の皆さんの意見はどうですか。

会 長： そうですね。他にご意見があればとおもいますが、いかがですか。

委 員 6： いろいろな話、ご意見をお聞きしている中で、公共下水道につきましては、私が知るところではないところで、都市計画決定がなされていて現段階ではどのような詳細になっているのかあまり私自身理解はしていませんけれども、都市計画決定そのものが今回のマスタープランの骨格として位置づけられていると思いますので、現段階では牛牧校区で処理場の計画が打たれているということであれば、このマスタープランは素案ですけれども、完成すれば当然いろいろな方々が目にするわけですので、今現在決定しているのであれば、当然地域の方に載せておく必要性は十分あると思います。逆に、今現在、下水道の方でいろいろなご意見等があるかもしれませんが、仮にその後にもた下水を進めていくのか、またやめられるのかという議論については、この先も出てくるとは思うのですが、当然認識だけはしておく必要性は十分にあるのかと思いますので、現在決定していることについては、報道関係でもありますが、真実を曲げて、あえて伏せて書類を作るというよりも、今ある真実をしっかりと記載したうえで、市民の方々に発信をしていただくこ

との方が大切なのではないかと思えます。また、特に地域ごとにいろいろなご意見はあるかと思うのですが、そういったご意見を踏まえながら、また今後そういった協議をしていけば良いのかと思えます。実際、私も今回委員でここにおりますが、議員という立場であっても、当然賛成、反対という立場がいろいろありますので、そういった中では決して感情論だけではなく、正しい情報をキャッチして発信していくという方向性で進めていければ良いのかなと思えます。

会 長： ありがとうございます。

委員 3： 別に隠せと言っているわけではないです。要するに、牛牧校区の中であえてここに表記をするのか。手法はどうであれ、都市計画決定をしているということは事実です。その事実を、していないというつもりはありません。要は、牛牧校区が都市計画決定をしたわけではないのです。瑞穂市が都市計画決定をしたのだから、それはそれでいいのです。ただ、それに反対している。それをあえて牛牧校区の中に項目として入れる必要があるのかどうかということです。何も隠してはいないということです。

委員 6： そうであるならば、こちらのページの方に最初にある項の中に、現在では牛牧校区で処理施設を検討中であると、そういった記載をする方が正しいのかなと思えます。ただ、こういった各地域の重点施策等を見ますと、大体いろいろな地域で直近の問題が起こっている。特に下水道事業につきましては、緊急を要する地域も出ております。そういったことを踏まえて、私が言いたいのは、間違いのない、正しい情報であれば当然各地域に記載をしていく必要性は十分あると思えます。また、今言った地域に限らず、また市全体の計画の中で記載をするのであれば、ある程度細かい部分まで掘り下げて記載をする必要性は十分あると思えます。

会 長： ありがとうございます。その他のご意見はいかがですか。今の点、事務局から何かありますか。よろしいですか。

事務局： 繰り返しになりますが、都市計画マスタープランは、さまざまな都市施設を今後整備していくにあたって、その指針にもなりますので、そこに位置づけられていない中では、もう少し言いますと、あやふやな中で整備が進んでいくということはあってはならないことだと思います。最低限、都市計画決定がなされている下水道で言えば、根幹施設である下水処理について地域別構想の中でも具体的に謳っていく必要があるのではないかと私どもは思っています。

会 長： 今回の議論で、しっかりと決まっていることを書くことについては、皆さん異論はないと思えます。その中で、市全体の計画の中の課題に対してどうするのかということを書くことと、地域別のことを書くところの意味合いの違いに関しては、先ほど委員3のご意見等々をお聞きしている中では、地域別というものは地域の課題、地域の人たちが感じている問題に立ち返ったようなものを書くという中に、全体の課題に対し

て、たまたまここにあるというものについて地域の課題のところを書くのは望ましくないのではないかと、そういう意図があるように理解しております。

それに対して、ここに計画があるということは事実ですので、それをどこかに書くということに関しては、恐らく皆さんは反対していません。課題というものを、この2つ、割り振りを、地域特有とか地域に根差したような課題なのか、市全体として見るべき課題なのかという切り分けをどうするのかということであるかと思っておりますので、しっかりと市全体の課題の中に書いていくという形で、事実としてこの地域の中にはそういったものが都市計画決定されているということですので、これは書かざるを得ないと思っております。それをやっていくということをや地域別のところを書くべきかどうかというのは、また別の話かと思っておりますけれども、そういった形の整理というものは、今の事務局の思いとそれほど大きく変わらないと思っております。もちろん、これはこの先もまだ調整をしていかないといけないことであることは、おそらく事務局の方もご理解いただいているところであろうかと思っております。そういった中で、いわゆる下水道の問題はあくまで市全体としてのものとして記述しながら、その中で計画として書いて整理しておくのが良いのではないかと思います。書かないというわけではない。地域の課題の中に、地域の政策の中にこれがあるという事実をどのような書き方をしていくのかということ少し考えないとはいけませんが、あるのは間違いないことですよ。ただ、地域の中で率先してやる課題であるという書き方になるかどうかです。

委員の方のご意見をもう少しお聞きした方が良いのかもしれないですが、いかがですか。

委員 7： なかなか皆さん微妙な議題でして、割り切れないところもありますし、スカッとできないところもあると思っております。私も経緯はいろいろと聞いておりますけれども、そのプロセスにおいてやはり地元の方の感情をうまく忖度しないということがあったのかもしれない。ただ一方で都市計画法に基づく決定でもありますので、どうでしょうか、44ページの市全体の公共下水道についての整理のところ、これを見ているとあたかもJR穂積駅前周辺の下水处理場は公共下水道が完備されていて、もうこれで100%良いのだというように取れますけれども、現実、加入していない人が結構おられますので、相変わらず昔ながらの自前の浄化槽を使っている人が結構います。課題とすれば、そういう人を100%加入させて、本来の下水道の事業目的を達成するというのもまさにこういう計画で取り組んでいく1つだと思います。そういう観点からすれば「アクアパークみずほ」の今の計画、これはこれでももちろん載せておいて、整備の検討を進めていくとか、表現の方法はいろいろありますけれども、ここに載せておいて、個別の地域の中での記載はあえて載せなくても、44ページのことで言ったような課題もあれば、それもある程度含めて入れておいたらどうでしょうか。

会 長： ありがとうございます。その他、ご意見はいかがですか。

委員 8： 私たちの住んでいる西地域は、下水道もやっただきっている。本当に私の思うことは、農業振興地域に耕作放棄地がどんどん増えていって、

そういうのを市全体で考えていただいて、優良農地にしようと思ったら経費がすごくかかるのですけれども、それでも援助していただいて、担い手にやっていただいて、緑の保全というか、そういうことで振興地域に力を貸していただきたいということをすごく感じています。ちょっと話が違いますけれども、そのように思いました。

会 長： ありがとうございます。

委員 1： 先ほど言われた地域別構想の前のところに、瑞穂市全体の課題として市役所やJRの問題、今言われた農業の問題、公共下水道、そういったものを大きな課題としてありますということを書くページを作る。各ページの市全体のものをまとめてもらって、はっきりと入れてもらって、各々の地域のところでは地域の分のみに絞り込む。絞り込む中で、今の下水道の話はカットする。市全体の計画の中で、牛牧地区で検討するという事は決まったけれど、検討課題があるというような形で入れてもらおうと良いと思います。皆さんの言われた形ですけれどね。決定した事実は事実として、どういう経緯や反対があるのか。前提条件でしょうけれども、それ自体に問題があると思っていますけれども、決定しという事実は事実ですし、それに100%その通りにしなければいけないということでもないだろうと思います。

会 長： 委員の皆さんのご意見、今のお話の中で、事実を書かなければいけないというところは皆さんご理解いただいていると思います。今の全体の構成として、まず、市全体の課題を個別の地域のところの前に整理する方向でということになったと思いますので、そちらでしっかりとこの下水道の課題と計画に関して書き込んでいく形にして、地区ごとのところに関しては、その地区に根差した課題というものを中心に書いていただく、そういった形での構成に修正していただくということによろしいですか。

委員 2： 少し文言のことなのですが、82ページの今問題になっているところで、いろいろ語尾で「検討・作成」とか「実施」とか「促進」とか「協議・検討」とかあるのですが、これはどういう違いですか。今、議論しているところだと「調整・検討及び整備の実施」となっていますね。これ、例えば「作成・実施」とか、ほかの言葉とどれぐらいの進度の違いがあるのでしょうか。それによっては、「整備の実施」を除けばと思うのですが、ニュアンスというか、どういった違いがあるのでしょうか。

会 長： 上の方を見ていただくと、どちらかというとは検討した後、実施をするという書き方をされているのですね、矢印の上と下で。なぜか下の方に行くと、整備と検討及び実施ということで下水道のところにあるような形ですね。

委員 3： 私も「実施」に関しては非常にこだわっていたのですが、申し上げたように、ここを削除するというのであればそれで済むと思います。ただ、今おっしゃったように、同様の文章を見ても、「目指します」「実施します」「推進します」「何します」、本当にどの程度のウエイトが



あるのか全く分からない。これは多分、行政の言葉だと思います。

会 長： そうですね。マスタープランの位置づけのところで、先ほども優先順位でありますとか、あるいはこの計画の中でも近々に考えるべき課題から、先ほどのなかなか現実的ではないかもしれないけれどもやはり計画としては持っておきたいねという道路のような話でありますとか、それがすべて同列で書かれてしまっているといったところがどうしてもあります。ただ、前回、前々回の議論の中でもそこまでここで細かく書き込んでいくこともなかなか難しいのではないかというご意見もあって、少しもやっとした形になってしまっているのだけれども、マスタープランとしてはこのレベルでとどめておいて、これに従って個別の計画を立てていくということで、そういったタイムスパンの議論というもの、あるいは優先順位の議論というものが出てくるといって整理すべきなのかなというようなことではないかと思っています。

一方で、確かに進め方のところにも、「やります」とか「やりましょう」とか「検討」とか「実施」とかいう言葉、先ほどは行政言葉だというご批判もありましたが、なかなかそれ以上書けないところもあるのではないかと思います。

委員 3： ただ、マスタープランと言いながら、やりたいことだけは明確に描いている。

委員 9： 今回初めて出席しましたが、非常に分かりづらい点があるわけですね。例えば平成37年の目標年次とか、具体的に何年度に何をやるかというものがなく、こういうものができる文章に書いてあるだけ。市全体の計画があって、次に個別の地域計画があるという形ですが、本来は一体のはずですので、こうやって分けて書くと非常に見づらい格好になると思うのです。何か良い方法がないのかと思います。

会 長： 市全体の計画で、すべてを書き込んでしまうと細かいところまでどうしても言えないところがあると悩ましいところなわけですけれども、今は確かに学区ごとか、少し地域ごとで見ていただくときにはここに書いた方がよろしいのではないかということで、こういった構成になっていると思います。確かに分かりづらいと言われると、なかなかそういった面もある気もしますが。今のご指摘で何か事務局の方からございますか。

事務局： 地域別懇談会等でも同じように、分かりにくいというご指摘は頂戴しておりました。マスタープランというものの自体がここまでしか書けないという性格のものでございまして、個別のプランはやはり個別の事業の方で具体的な数値等をもって計画を立てていくというところがありますので、こちらとの連携を図りながらになるかと思えます。なるべく分かりやすくということで、今回修正をさせていただいたところではございませけれども、ご意見として承ります。

会 長： その他はいかがでしょうか。

委員 10 : 先ほどからの下水道のことにつきましてはいろいろとありますが、私は巢南西地区に住んでおりまして、アクアパークすなみを建設するときに反対の矢を上げた一人でございます。旧巢南町としましては、町の中心地でもあり、また中学校の近くであり、汚水関係とかいろいろな環境関係にどうなのかということを経験していろいろと言わせていただいて、そして話し合っただけで済んだわけではございません。あれは庁舎のすぐそばで、本当に巢南町の中心地なのだということ、非常に多い意見で問わせていただいた経緯があります。

それと、また中地区、南地区はこれから下水道ということで、すぐできると思っておりましたら、長い間こうして今日まで来てしまったなという感じを受けております。必要性に関しては、区長さんとの話し合い、そしてどのように進めるのか、お互いに意見交換をしながらやるべきではないかという、この間の行政報告の中でもそんな話もございました。それと、今日は1つ別のことで質問をさせていただきたいのは、私は西地区でございます、93ページの中地区の重点施策の図を見させていただきますと、岐阜大野巢南線の開通でございますが、先般行政の部長の方から買収状況が97%だと言われました。私たちは犀川改修の用地買収は100%済んでいるものだと思っておりましたが、今の状況はまだ97%になっているということで、用地取得が行政として出来ていない部分なのではないでしょうか。

事務局 : 99ページの西地域の図面を見ていただくと分かるのですが、北の方で、東西に茶色い色が塗ってありますが、その中に黒線、それから黒の点線があります。これは県道の岐阜大野線バイパスです。今ご発言のありましたのは、右手の方の実線で引いてある、ちょうど重里から犀川を越えて一般県道田之上屋井線までが事業化されていまして、この区間の用地取得が96%という状況だということです。

委員 10 : もう犀川橋の工事には、取り掛かるということで理解して良いのですか。

事務局 : 用地の方は96%の取得状況でありますけれども、橋を架ける、道路を造るといった予算というのは、県の事業になりますので、そこは県の予算の状況によって進捗が早く進むのか、また遅れるかというところになります。

委員 10 : 私の考えは、この中の93ページに戻るのですが、中山道の歩行空間の整備というところで、これも今ここが主要道路になっている旧道路でございます、本田まで通じる道でございます。歩行空間としての整備は、岐阜大野線が出来ない限り、非常に難しいのではないかと考えております。中山道を盛り上げる意味で、現在、地元住民たちが一生懸命中山道祭り、美江寺宿場祭りを開催しています。手づくりで一生懸命やってくれていますが、やはり道路整備とか、あるいは早く整備して迂回した中で中山道の整備に取り掛かることではないかなと考えておりますので、いまなお早く岐阜大野線が開通することを望んでおられます。ゆえにこの中山道の歩行空間の整備を充実させていっていただきたいと思っております。和田邸もありますし、宿場町、昔の母屋もありますので、そういった保全も考えながら、この空間を生かしていけるよ

うお願いしたいと考えております。以上です。

事務局： ご意見のとおりでありまして、この地区の地域の特有の課題というところに挙げてございますが、美江寺宿など中山道の当時をしのばせる宿場環境、河川等の自然環境の保全・活用というところで、それらを整備する要因となるものは先ほどおっしゃられたように、北側に新しくバイパスが出来れば車の往来も少なくなり、中山道の歩行者等の空間整備というのを今後は進めてきたいということで、マスタープランの中に位置づけておりますので、よろしくお願いたします。

委員 10： 分かりました。

会長： その他はいかがですか。

委員 1： 64ページの生津地区に、耐震化の促進というのがありまして、他の地域には入っていないのですが、生津地区だけ特別危ない建物が多いということですか。これこそ市全体の事だと思います。個別の地域だけではないと思います。

会長： ありがとうございます。おそらく市全体の事であることは間違いないと思うのですが、1つはいわゆる緊急輸送道路に絡めてのところでの耐震化ということになるかと思えます。もちろん皆さんとしては、全員が耐震化されたものに住むのがベストなのですが、個人の私有物ですので、それに対して公的なお金をたくさん入れることはなかなか難しいです。  
この緊急輸送道路は、災害時にきっちり機能しないといけない道路ですので、それに対する措置ということです。

委員 1： そういう意味で言うならば、生津地区は道路が整備されています。逆に言うとJR穂積駅近辺の方が余程耐震が心配ではないかと思えます。

会長： ありがとうございます。いずれにせよ、先ほどの議論の中でもありましたが、こちらもう少し広域の議論の中になるかと思えます。

委員 1： 地域の課題と広域の課題をもう少し整理した形ですね。

会長： はい。その他いかがですか。よろしいですか。いろいろと今日もご意見をいただいたところがあると思えます。全体を通して確認をしますと、一番大きなところの変更としては、都市全体の課題と地域個別の課題を分けて、広域にわたるものに関しては前半部分でしっかりと書き込んでいただくという形に修正をいただきたいということです。その中において、こまごました意見の中でもいわゆる高齢者の対策、賑わいや若い人たちの対策、あるいは産業振興、そういったところへの対策というものと、この目標、計画といったところのリンクについて、もう少ししっかりと確認をいただきたい。広域のところに関しては、例えば道路や下水道といったところ、今の耐震のところもあるかもしれませんが、そういっ

たものを前の方の全体の課題のところへ持っていくということで修正をいただくということになります。そういった形で修正いただいて、これはまだ素案のところですので、この後パブリックコメントに持っていくわけです。まだまだ、皆さんのご意見をいただいて修正するタイミングはあるということですので、今日いただいたところを、今少しじっくりとまとめさせていただきましたので、そういったところを踏まえて修正いただいて、それをもってパブリックコメントの方に進めさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

修正に関しては、私の方で、今日いただきましたご意見が反映されているかをしっかりと確認させていただこうと思いますので、そういった形でパブリックコメントに進めさせていただいて、パブリックコメントに関しては皆さんもちろん市民の一員であるわけですから、それを見ていただいて、まだまだ修正が足りないところに関してはご意見をいただくような形にいたします。また、その後もこの会議は続きますから、そういったところで議論をいただく、そういった進め方をさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員 4 : 1つだけよろしいですか。例えば主要地方道の岐阜県南大野線の整備は、今事業が進行していますよね。整備は今どこまで進んでいるのか。要は情報の共有化です。住民の皆様に対する情報提供の場ですから、ある程度進行している事業については補足的なことでも良いので、情報を知らしめることは大事なことと思います。大型事案については、特に必要だと考えます。そうすれば、内容のあるマスタープランが出来上がると思いますよ。

会 長 : 今の書き方ですと、いわゆる構想の線とそうじゃないかぐらいしか書いていないのですが、事業中のもので既に取りかかっているようなところが分かってくると、もう少し情報としてはメリハリがあって良いのではないかということですね。

委員 4 : マスタープランを見たときに、このように進行しているのだということで理解が進むと思います。

会 長 : いかかがですか、今の点に関しては。

事務局 : 検討はしてみますが、どこまで書き込めるのかは分かりません。

会 長 : 全部でなくても、分かればということで。

委員 4 : ポイントだけで良いです。

委員 1 : パブリックコメントに入るということですが、大体いつごろの予定ですか。スケジュールについてです。それから、最終、パブリックコメントからの意見を整理吸収して、それからマスタープランを作るわけですが、作る前にパブリックコメントで抽出する。それをこの審議会で、委員が変わることはあるでしょうけれども、検討するのかなの

か。その辺を教えてください。

会 長： とりあえずパブリックコメントのところまでは、この形で進めるということに関して皆さんお認めいただいたということによろしいですか。それを踏まえて、今のご質問に答えていただくということによろしいですか。それでは、今のご質問に関していかがですか。

事 務 局： 本日の審議を踏まえて修正等を行いまして、それによりパブリックコメントの前に県等の関係機関、当然この計画に関係するところで、市や県の関係部署、道路であったり、農政であったり、そちらとの協議・意見聴取を踏まえまして、最終的に修正したものをもちまして、パブリックコメントを行う予定です。その後、現段階では10月から11月ぐらいに都市計画審議会にて再度ご審議をお願いする予定をしています。

委 員 1： パブリックコメントは、8月か9月頃にやるということですか。いつごろの予定ですか。

事 務 局： 今の予定はその頃ですね。

委 員 1： その意見をマスタープランの素案に取り込むということですね。取り込む案を検討するのが10月か11月ぐらいということですね。

事 務 局： はい。

委 員 1： 最終決定するのは、それを受けて、市議会にかけなければいけないから、12月の市議会までにかかると考えたらいいのですね。今回は市議会にはかけないのですか。

事 務 局： 今は、12月の議会を目標としております。

委 員 4： 3月になるのではないか。

委 員 1： 市議会①の4月から6月のところにある、6月議会というのは何のことでしょうか。

事 務 局： それにつきましては、下に矢印のところに書いてありますが、今の状況を報告させていただくということです。

会 長： 今回の議論で修正検討をしたうえで、パブリックコメントを進めるということです。

事 務 局： ご意見をいただきまして、こういったところを踏まえた計画が出来上がりましたから、今会長さんからお話がありましたように、パブリックコメントに進めていきます。

委員 1： 報告をして、県協議というのはどういうことですか。

事務局： 県の協議といいますのは、今お話をしました県の各関係機関、都市計画部局や道路部局、河川部局などいろいろございますけれども、そのような関係機関に同じく意見聴取をさせていただくということです。

委員 1： その後にパブリックコメントをやるということですか。

事務局： はい。

委員 1： そうすると、新しいメンバーはパブリックコメントが終わって、その後、取り込んでまとめたものを議会の前に審議会で10月ないし11月頃に議論するということですね。

事務局： 今のところはその予定です。

会長： よろしいですか。そろそろ予定の時間になりつつありますが、その他にいかがですか。よろしいでしょうか。

事務局： 1点だけ修正をさせていただきたいと思います。先ほど委員5からご質問がありました90ページの下水道の名称ですが、「特定環境保全公共下水道」ということでお話をさせていただきましたが、名称が間違っております。44ページに公共下水道の計画が載っておりますけれども、中地区は赤で囲われた白色の凡例になりますので、2つ目になりますが「公共関連特環下水道」、こちらが正式名称になりますので、修正をさせていただきます。

会長： 90ページのところの「特定環境保全公共下水道」というのが、そのもう1個上の「公共関連特環下水道」ということですね。修正をよろしくお願いいたします。  
よろしいでしょうか。では、今日は様々な視点からご議論いただきありがとうございました。今日いただいたご意見も踏まえて修正をさせていただいて、私のほうで確認させていただき、その上でパブリックコメントを行っていただくという手順を取らせていただこうと思います。本当にありがとうございました。  
それでは、今日の議論はすべて終わりましたので、事務局にお返しいたします。

事務局： 長時間のご議論ありがとうございました。それでは、これもちまして第1回瑞穂市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。